

第4-1表 標準化失業率¹⁾

Table 4-1: Standardised unemployment rates

資料出所 OECD (2008.7) *Employment Outlook 2008*

(注) 1) 「標準化失業率」とはILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータは可能な限り時系列比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年度数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年度数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EC統計室の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。細部の相違は、主に算出及び調整要因の適用、あるいはEU推計が文民労働力に基づいたものによる。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/>を参照。

2) 1990年の数値は旧西ドイツ地域。